

令和4年3月定例会 教育長報告

行 事 表	
2月21日(月)	市議会定例会（～3月17日）
2月25日(金)	教育委員会臨時会（新庁舎 会議室9・10）
3月 7日(月)	能代市総合教育会議（書面開催）
3月13日(日)	中学校卒業式（東雲中学校）
3月15日(火)	小学校卒業式（向能代小学校）
3月17日(木)	教育委員会臨時会（二ツ井町庁舎 庁議室）
3月24日(木)	令和3年度 能代市・豊島区教育連携「協定覚書サインセレモニー」 （リモート 庁議室）
〃	教育委員会定例会（新庁舎 会議室9・10）
3月31日(木)	退職者辞令交付式
4月 1日(金)	教育委員会職員辞令交付式
4月 8日(金)	令和4年度 能代市校長会総会（湊城南小学校）
〃	令和4年度 能代山本教育研究会総会（能代山本広域交流センター）
4月13日(水)	令和4年度 能代市教頭会総会（新庁舎 会議室9・10）
4月14日(木)	令和4年度 能代市山本郡教頭会総会（中央公民館）
4月21日(木)	第73回東北都市教育長協議会定期総会（大館市：～4月22日）
4月28日(木)	教育委員会定例会（二ツ井町庁舎 庁議室）

議案第10号

能代市立学校教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則の制定について

能代市立学校教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則を次のように定める。

令和4年3月24日提出

能代市教育委員会教育長 高橋 誠也

能代市立学校教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和46年法律第77号。以下「法」という。）第7条第1項の規定に基づき文部科学大臣が定めた公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針（令和2年文部科学省告示第1号。以下「指針」という。）を踏まえ、能代市立学校の法第2条第2項に規定する教育職員（以下「教育職員」という。）が正規の勤務時間及びそれ以外の時間において行う業務の量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図り、もって学校教育の水準の維持向上に資するために講ずべき措置に関し必要な事項を定めるものとする。

(業務量の適切な管理等)

第2条 能代市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、教育職員の在校等時間（当該教育職員が学校教育活動に関する業務を行っている時間として外形的に把握することができる時間をいう。以下同じ。）から所定の勤務時間（法第6条第3項各号に掲げる日（代休日が指定された日を除く。）以外の日における正規の勤務時間をいう。以下同じ。）を除いた時間が次の各号に掲げる範囲内の時間となるよう教育職員の業務量の適切な管理を行うものとする。

(1) 1月について45時間以内

(2) 1年について360時間以内

2 教育委員会は、教育職員が児童生徒等に係る通常予見することのできない業務量の大幅な増加等に伴い、一時的又は突発的に所定の勤務時間外に業務を行わざるを得ない場合には、前項の規定にかかわらず、教育職員の在校等時間から所定の勤務時間を除いた時間が次の各号に掲げる範囲内の時間となるよう教育職員の業務量の

適切な管理を行うものとする。ただし、1年のうち1月において45時間を超えて業務を行う月数については、6月以内とするものとする。

(1) 1月について100時間未満

(2) 1年について720時間以内

(3) 1月ごとに区分した各期間に当該各期間の直前の1月、2月、3月、4月及び5月の期間を加えたそれぞれの期間において1月当たりの平均時間について80時間以内

3 教育委員会は、前2項に定めるもののほか、指針に基づき、教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るために必要な措置を講ずるものとする。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

提案理由

公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針が定められたことに伴い、能代市立学校教育職員の業務量の適切な管理等を行うため、在校等時間の上限時間について定めようとするものである。

議案第 1 1 号

能代市招致外国青年の任用に関する規則の一部改正について

能代市招致外国青年の任用に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和 4 年 3 月 2 4 日提出

能代市教育委員会教育長 高 橋 誠 也

能代市招致外国青年の任用に関する規則の一部を改正する規則

能代市招致外国青年の任用に関する規則（令和 2 年能代市教育委員会規則第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 1 5 条第 1 項の表に次のように加える。

6	参加者が不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められる場合	一の年度（4月1日から翌年の3月31日までをいう。）において5日（当該通院等が体外受精及び顕微授精に係るものである場合にあつては、10日）の範囲内の期間
7	6週間（多胎妊娠の場合にあつては、14週間）以内に出産する予定である女性参加者が申し出た場合	出産の日までの申し出た期間
8	女性参加者が出産した場合	出産の日の翌日から8週間を経過する日までの期間（産後6週間を経過した女性参加者が就業を申し出た場合において医師が支障ないと認められた業務に就く期間を

		除く。)
9	参加者が妻（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）の出産に伴い勤務しないことが相当であると認められる場合	参加者の妻が出産するため病院に入院する等の日から当該出産の日後2週間を経過する日までの期間内における2日の範囲内の期間
10	参加者の妻が出産する場合であってその出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの期間にある場合において、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子（妻の子を含む。）を養育する参加者が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められる場合	当該期間内における5日の範囲内の期間

第15条第2項の表中第1号及び第2号を削り、第3号を第1号とし、同号の次に次の1号を加える。

2	参加者が、家族（配偶者、父母、配偶者の父母、孫及び満18歳までの子（配偶者の子を含む。）をいう。以下同じ。）の看護（負傷し、又は疾病にかかった家族の世話をを行うことをいう。）をし、又は家族が予防接種、健康診査若しくは健康診断を受ける際に介助をする場合	一の年度において5日（家族が2人以上の場合にあっては10日）の範囲内の期間
---	---	---------------------------------------

第15条第2項の表中第4号及び第5号を削り、第6号を第3号とし、同条第3項中「前項の表第4号及び第5号」を「第1項の表第9号及び第10号並びに前項の表第2号」に改め、同条第4項中「第2項の表第4号及び第5号」を「第1項の表第9号及び第10号並びに第2項の表第2号」に改める。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

提案理由

人事院規則の一部改正等に伴い、特別休暇の規定を改正しようとするものである。

○能代市招致外国青年の任用に関する規則（令和2年能代市教育委員会規則第4号）
新旧対照表

改正前			改正後																													
<p>(特別休暇)</p> <p>第15条 教育長は、次の表の事由の欄に掲げる場合に該当する参加者に対して、同表の期間の欄に定める期間の有給の休暇を与えるものとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>番号</th> <th>事由</th> <th>期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1～5</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> </tbody> </table>			番号	事由	期間	1～5	略	略	<p>(特別休暇)</p> <p>第15条 教育長は、次の表の事由の欄に掲げる場合に該当する参加者に対して、同表の期間の欄に定める期間の有給の休暇を与えるものとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>番号</th> <th>事由</th> <th>期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1～5</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>参加者が不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められる場合</td> <td>一の年度(4月1日から翌年の3月31日までをいう。)において5日(当該通院等が体外受精及び顕微授精に係るものである場合にあっては、10日)の範囲内の期間</td> </tr> <tr> <td>7</td> <td>6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)以内に出産する予定である女性参加者が申し出た場合</td> <td>出産の日までの申し出た期間</td> </tr> <tr> <td>8</td> <td>女性参加者が出産した場合</td> <td>出産の日の翌日から8週間を経過する日までの期間(産後6週間を経過した女性参加者が就業を申し出た場合において医師が支障ないと認めた業務に就く期間を除く。)</td> </tr> <tr> <td>9</td> <td>参加者が妻(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)の出産に伴い勤務しないことが相当であると認められる場合</td> <td>参加者の妻が産出するため病院に入院する等の日から当該出産の日後2週間を経過する日までの期間内における2日の範囲内の期間</td> </tr> <tr> <td>10</td> <td>参加者の妻が産出する場合であってその出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの期間にある場合において、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子(妻の子を含む。)を養育する参加者が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められる場合</td> <td>当該期間内における5日の範囲内の期間</td> </tr> </tbody> </table>			番号	事由	期間	1～5	略	略	6	参加者が不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められる場合	一の年度(4月1日から翌年の3月31日までをいう。)において5日(当該通院等が体外受精及び顕微授精に係るものである場合にあっては、10日)の範囲内の期間	7	6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)以内に出産する予定である女性参加者が申し出た場合	出産の日までの申し出た期間	8	女性参加者が出産した場合	出産の日の翌日から8週間を経過する日までの期間(産後6週間を経過した女性参加者が就業を申し出た場合において医師が支障ないと認めた業務に就く期間を除く。)	9	参加者が妻(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)の出産に伴い勤務しないことが相当であると認められる場合	参加者の妻が産出するため病院に入院する等の日から当該出産の日後2週間を経過する日までの期間内における2日の範囲内の期間	10	参加者の妻が産出する場合であってその出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの期間にある場合において、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子(妻の子を含む。)を養育する参加者が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められる場合	当該期間内における5日の範囲内の期間
番号	事由	期間																														
1～5	略	略																														
番号	事由	期間																														
1～5	略	略																														
6	参加者が不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められる場合	一の年度(4月1日から翌年の3月31日までをいう。)において5日(当該通院等が体外受精及び顕微授精に係るものである場合にあっては、10日)の範囲内の期間																														
7	6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)以内に出産する予定である女性参加者が申し出た場合	出産の日までの申し出た期間																														
8	女性参加者が出産した場合	出産の日の翌日から8週間を経過する日までの期間(産後6週間を経過した女性参加者が就業を申し出た場合において医師が支障ないと認めた業務に就く期間を除く。)																														
9	参加者が妻(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)の出産に伴い勤務しないことが相当であると認められる場合	参加者の妻が産出するため病院に入院する等の日から当該出産の日後2週間を経過する日までの期間内における2日の範囲内の期間																														
10	参加者の妻が産出する場合であってその出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの期間にある場合において、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子(妻の子を含む。)を養育する参加者が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められる場合	当該期間内における5日の範囲内の期間																														
<p>2 教育長は、次の表の事由の欄に掲げる場合に該当する参加者に対して、同表の期間の欄に定める期間の無給の休暇を与えるものとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>番号</th> <th>事由</th> <th>期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)以内に出産する予定である女性参加者が申し出た場合</td> <td>出産の日までの申し出た期間</td> </tr> </tbody> </table>			番号	事由	期間	1	6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)以内に出産する予定である女性参加者が申し出た場合	出産の日までの申し出た期間	<p>2 教育長は、次の表の事由の欄に掲げる場合に該当する参加者に対して、同表の期間の欄に定める期間の無給の休暇を与えるものとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>番号</th> <th>事由</th> <th>期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>			番号	事由	期間																		
番号	事由	期間																														
1	6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)以内に出産する予定である女性参加者が申し出た場合	出産の日までの申し出た期間																														
番号	事由	期間																														

2	女性参加者が出産した場合	<p>出産の日の翌日から8週間を経過する日までの期間(産後6週間を経過した女性参加者が就業を申し出た場合において医師が支障ないと認めた業務に就く期間を除く。)</p>			
3	<p>生後1年に達しない子を育てる参加者が、その子の保育のために必要と認められる授乳等を行う場合</p>	<p>1日2回それぞれ30分以内の期間(男性参加者にあつては、その子の当該参加者以外の親(当該子について民法(明治29年法律第89号)第817条の2第1項の規定により特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者(当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。))であつて当該子を現に監護するもの又は児童福祉法(昭和22年法律第164号)第27条第1項第3号の規定により当該子を委託されている同法第6条の4第1項に規定する里親であつて、養子縁組によつて養親となることを希望している者若しくは同条第2項に規定する養育里親である者(同法第27条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、養子縁組によつて養親となることを希望している者として委託することができない者)を含む。)が当該参加者がこの号の休暇を使用しようとする日におけるこの号の休暇(これに相当する休暇を含む。)を承認され、又は労働基準法第67条の規定により同日における育児時間を請求した場合</p>	1	<p>生後1年に達しない子を育てる参加者が、その子の保育のために必要と認められる授乳等を行う場合</p>	<p>1日2回それぞれ30分以内の期間(男性参加者にあつては、その子の当該参加者以外の親(当該子について民法(明治29年法律第89号)第817条の2第1項の規定により特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者(当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。))であつて当該子を現に監護するもの又は児童福祉法(昭和22年法律第164号)第27条第1項第3号の規定により当該子を委託されている同法第6条の4第1項に規定する里親であつて、養子縁組によつて養親となることを希望している者若しくは同条第2項に規定する養育里親である者(同法第27条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、養子縁組によつて養親となることを希望している者として委託することができない者)を含む。)が当該参加者がこの号の休暇を使用しようとする日におけるこの号の休暇(これに相当する休暇を含む。)を承認され、又は労働基準法第67条の規定により同日における育児時間を請求した場合</p>

		は、1日2回それぞれ30分から当該承認又は請求に係る各回ごとの期間を差し引いた期間を超えない期間)
4	参加者が妻(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)の出産に伴い勤務しないことが相当であると認められる場合	参加者の妻が出産するため病院に入院する等の日から当該出産の日後2週間を経過する日までの期間内における2日の範囲内の期間
5	小学校就学の始期に達するまでの子(配偶者の子を含む。)を養育する参加者が、その子の看護(負傷し、又は疾病にかかったその子の世話をを行うことをいう。)をし、又はその子が予防接種、健康診断若しくは健康診断を受ける際に介助をする場合	一の年において5日(その養育する小学校就学の始期に達するまでの子が2人以上の場合にあつては10日)の範囲内の期間
6	生理日における就業が著しく困難なため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合	2日を超えない範囲内において、その都度必要と認められる期間
<p>3 前項の表第4号及び第5号の休暇の単位は、1日又は1時間とする。ただし、1日又は1時間を単位として定めた特別休暇の残日数のすべてを使用しようとする場合において、当該残日数に1時間未満の端数があるときは、当該端数を含む残日数のすべてを使用することができる。</p> <p>4 1日を単位とする第2項の表第4号及び第5号の休暇は、1回の勤務に割り振られた勤務時間のすべてを勤務しないときに使用するものとする。</p> <p>以下略</p>		

		は、1日2回それぞれ30分から当該承認又は請求に係る各回ごとの期間を差し引いた期間を超えない期間)
2	参加者が、家族(配偶者、父母、配偶者の父母、孫及び満18歳までの子(配偶者の子を含む。)をいう。以下同じ。)の看護(負傷し、又は疾病にかかった家族の世話をを行うことをいう。)をし、又は家族が予防接種、健康診断若しくは健康診断を受ける際に介助をする場合	一の年において5日(家族が2人以上の場合にあつては10日)の範囲内の期間
3	生理日における就業が著しく困難なため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合	2日を超えない範囲内において、その都度必要と認められる期間
<p>3 第1項の表第9号及び第10号並びに前項の表第2号の休暇の単位は、1日又は1時間とする。ただし、1日又は1時間を単位として定めた特別休暇の残日数のすべてを使用しようとする場合において、当該残日数に1時間未満の端数があるときは、当該端数を含む残日数のすべてを使用することができる。</p> <p>4 1日を単位とする第1項の表第9号及び第10号並びに第2項の表第2号の休暇は、1回の勤務に割り振られた勤務時間のすべてを勤務しないときに使用するものとする。</p> <p>以下略</p>		

議案第 1 2 号

能代市学校給食センターの給食会計事務の処理に関する規則の廃止について

能代市学校給食センターの給食会計事務の処理に関する規則を廃止する規則を次のように定める。

令和 4 年 3 月 2 4 日提出

能代市教育委員会教育長 高 橋 誠 也

能代市学校給食センターの給食会計事務の処理に関する規則を廃止する規則
能代市学校給食センターの給食会計事務の処理に関する規則（平成 2 2 年能代市教育委員会規則第 9 号）は、廃止する。

附 則

この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

提案理由

学校給食費の公会計化に伴い、私会計により学校給食費会計事務を行うため制定していた「能代市学校給食センターの給食会計事務の処理に関する規則」を廃止しようとするものである。

議案第13号

能代市屋外運動施設管理規則の一部改正について

能代市屋外運動施設管理規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和4年3月24日提出

能代市教育委員会教育長 高橋 誠也

能代市屋外運動施設管理規則の一部を改正する規則

能代市屋外運動施設管理規則（平成18年能代市教育委員会規則第48号）の一部を次のように改正する。

第1条中「別表第5」を「別表第6」に改める。

別表に次のように加える。

能代市グラウンド・ゴルフ場	4月1日から11月30日まで	午前8時30分から午後7時まで
---------------	----------------	-----------------

様式第1号中

「

使用施設名	能代市陸上競技場	落合第一球場	誠邦園球場	を
	落合第二球場	赤沼球場	二ツ井球場	
	公園テニスコート ()コート	落合テニスコート ()コート	二ツ井テニスコート ()コート	
	落合球技場	ソフトボール場第一	ソフトボール場第二	

」

「

使用施設名	能代市陸上競技場	落合第一球場	誠邦園球場	に
	落合第二球場	赤沼球場	二ツ井球場	
	公園テニスコート ()コート	落合テニスコート ()コート	二ツ井テニスコート ()コート	
	落合球技場	ソフトボール場第一	ソフトボール場第二	
	能代市グラウンド・ゴルフ場			

改める。

附 則

この規則は、令和4年10月1日から施行する。

提案理由

能代市グラウンド・ゴルフ場の新設に伴い、所要の改正をしようとするものである。

能代市屋外運動施設管理規則（平成18年教育委員会規則第48号）新旧対照表

改 正 前			改 正 後		
第1条 能代市屋外運動施設条例（平成18年能代市条例第94号。以下「施設条例」という。）別表第1から別表第5までに掲げる屋外運動施設（以下「施設」という。）の管理運営については、別に定めがある場合を除くほか、この規則に定めるところによる。 （ 中 略 ）			第1条 能代市屋外運動施設条例（平成18年能代市条例第94号。以下「施設条例」という。）別表第1から別表第6までに掲げる屋外運動施設（以下「施設」という。）の管理運営については、別に定めがある場合を除くほか、この規則に定めるところによる。 （ 中 略 ）		
別表（第2条関係）			別表（第2条関係）		
施設名	使用期間	使用時間	施設名	使用期間	使用時間
能代市陸上競技場	3月1日から4月30日まで	午前7時から午後7時まで	能代市陸上競技場	3月1日から4月30日まで	午前7時から午後7時まで
	5月1日から8月31日まで	午前6時から午後8時まで		5月1日から8月31日まで	午前6時から午後8時まで
	9月1日から11月30日まで	午前7時から午後7時まで		9月1日から11月30日まで	午前7時から午後7時まで
落合第一球場	4月1日から11月30日まで	午前5時から午後7時まで	落合第一球場	4月1日から11月30日まで	午前5時から午後7時まで
誠邦園球場	4月1日から11月30日まで	午前5時から午後7時まで	誠邦園球場	4月1日から11月30日まで	午前5時から午後7時まで
落合第二球場	通年	午前5時から午後7時まで	落合第二球場	通年	午前5時から午後7時まで
赤沼球場	4月20日から10月31日まで	午前8時から午後7時まで	赤沼球場	4月20日から10月31日まで	午前8時から午後7時まで
二ツ井球場	5月1日から10月30日まで	午前5時から午後6時まで	二ツ井球場	5月1日から10月30日まで	午前5時から午後6時まで
公園テニスコート	4月1日から11月30日まで	午前5時から午後7時まで	公園テニスコート	4月1日から11月30日まで	午前5時から午後7時まで
落合テニスコート	4月1日から11月30日まで	午前8時30分から午後9時まで	落合テニスコート	4月1日から11月30日まで	午前8時30分から午後9時まで
二ツ井テニスコート	4月1日から11月30日まで	午前8時30分から午後9時まで	二ツ井テニスコート	4月1日から11月30日まで	午前8時30分から午後9時まで
落合球技場	通年	午前5時から午後7時まで	落合球技場	通年	午前5時から午後7時まで
ソフトボール場第一	通年	午前5時から午後7時まで	ソフトボール場第一	通年	午前5時から午後7時まで
ソフトボール場第二	通年	午前5時から午後7時まで	ソフトボール場第二	通年	午前5時から午後7時まで
備考 二ツ井テニスコートは、毎週月曜日を休業とする。ただし、その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に当たるときは、その翌日			能代市グラウンド・ゴルフ場	4月1日から11月30日まで	午前8時30分から午後7時まで
			備考 二ツ井テニスコートは、毎週月曜日を休業とする。ただし、その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に当たるときは、その翌日		

様式第1号中（第4条関係）

使用 施設 名	能代市陸上競技場	落合第一球場	誠邦園球場
	落合第二球場	赤沼球場	二ツ井球場
	公園テニスコート ()コート	落合テニスコート ()コート	二ツ井テニスコート ()コート
	落合球技場	ソフトボール場第一	ソフトボール場第二

様式第1号中（第4条関係）

使用 施設 名	能代市陸上競技場	落合第一球場	誠邦園球場
	落合第二球場	赤沼球場	二ツ井球場
	公園テニスコート ()コート	落合テニスコート ()コート	二ツ井テニスコート ()コート
	落合球技場	ソフトボール場第一	ソフトボール場第二
	<u>能代市グラウンド・ ゴルフ場</u>		

議案第14号

能代市学校薬剤師の委嘱について

学校保健安全法（昭和33年法律第56条）第23条第3項の規定に基づき、能代市学校薬剤師を次のように委嘱する。

令和4年3月24日提出

能代市教育委員会教育長 高橋誠也

能代市学校薬剤師名簿

委嘱年月日 令和4年4月1日

学校名	学校薬剤師名	備考
能代第一中学校	浅田卓也	新任

提案理由

能代市学校薬剤師山田克徳の退任に伴い、新たに委嘱しようとするものである。

議案第 15 号

能代市二ツ井公民館分館長及び主事補の委嘱について

能代市公民館の管理運営に関する規則(平成 18 年能代市教育委員会規則第 24 号)第 17 条第 3 項の規定に基づき、能代市二ツ井公民館分館長及び主事補を別紙のとおり委嘱する。

令和 4 年 3 月 24 日提出

能代市教育委員会教育長 高橋 誠也

提案理由

能代市二ツ井公民館分館長及び主事補を新たに委嘱しようとするものである。

能代市ニツ井公民館分館長及び主事補名簿

委嘱の期間 令和 4年 4月 1日から
令和 6年 3月31日まで

分館名及び役職		氏 名	新任・再任	備 考
天 神	分館長	高 橋 修	再 任	
	主事補	高 橋 廣 文	再 任	
荷上場	分館長	小 西 清 一	再 任	
	主事補	淡 路 美智子	再 任	
ニツ井	分館長	伊 藤 瞳	再 任	
	主事補	越前谷 恵 子	再 任	
種 梅	分館長	安 井 松 栄	再 任	
	主事補	藤 田 弘 子	再 任	
仁 鮎	分館長	菊 池 清 一	再 任	
	主事補	豊 澤 公 一	再 任	
田 代	分館長	清 水 重 光	再 任	
	主事補	高 橋 肇	再 任	
富 根	分館長	米 川 貢	再 任	
	主事補	工 藤 恵	再 任	

議案第16号

能代市二ツ井公民館分館運営委員の委嘱について

能代市公民館の管理運営に関する規則（平成18年能代市教育委員会規則第24号）第18条第4項の規定に基づき、能代市二ツ井公民館分館運営委員を別紙のとおり委嘱する。

令和4年3月24日提出

能代市教育委員会教育長 高橋 誠也

提案理由

能代市二ツ井公民館分館運営委員を新たに委嘱しようとするものである。

能代市二ツ井公民館分館運営委員名簿

委嘱の期間 令和 4年 4月 1日から
令和 6年 3月31日まで

分館名及び役職		氏 名	新任・再任	備 考
天神	運営委員	簾 内 裕 樹	再 任	
		簾 内 寛	再 任	
		工 藤 恵里子	再 任	
		簾 内 正 子	再 任	
		菊 地 チヨ子	再 任	
		高 橋 恭 子	再 任	
荷上場	運営委員	菊 池 康 紀	再 任	
		吉 田 哲 行	再 任	
		安 保 誠 喜	再 任	
		佐 藤 光 幸	再 任	
		畠 山 繁 昭	再 任	
		飯 坂 敏 昭	再 任	
		大郷司 孝 子	再 任	
		野 呂 由美子	再 任	
二ツ井	運営委員	藤 田 昇	再 任	
		大 高 一 彦	再 任	
		畠 山 一 昭	再 任	
		田 口 照 夫	再 任	
		加 藤 涼 子	再 任	
		田 口 さおり	再 任	
		奈 良 ひめ子	再 任	
		舛 谷 雅 弘	再 任	
		松 岡 信 子	再 任	
		河 村 祥 子	新 任	

分館名及び役職		氏 名	新任・再任	備 考
種 梅	運営委員	成 田 加代子	再 任	
		茂 内 夕 子	再 任	
		藤 田 栄美子	再 任	
		藤 田 幸 子	再 任	
		成 田 哲 雄	再 任	
		齊 藤 幹 子	再 任	
		安 部 肇	再 任	
仁 鮎	運営委員	七 尾 信 義	再 任	
		田 中 雅 樹	再 任	
		工 藤 博 史	再 任	
		藤 田 文 子	再 任	
		佐 藤 悦 子	再 任	
		藤 田 佐代子	再 任	
		成 田 孝 弘	再 任	
		吉 岡 千鶴子	再 任	
田 代	運営委員	成 田 専 一	再 任	
		七 尾 ちとせ	再 任	
		清 水 久美子	再 任	
		清 水 幸 子	再 任	
		藤 田 正	再 任	
富 根	運営委員	山 谷 芳 行	再 任	
		工 藤 マリ子	再 任	
		金 拓 雄	再 任	
		佐 藤 耕	再 任	
		大 柄 鉄 也	再 任	
		山 谷 英 之	再 任	
		山 谷 康太郎	再 任	
		佐 藤 誠	再 任	
		桐 越 克 也	再 任	

議案第17号

令和4年度能代市学校教育指導の重点について

令和4年度能代市学校教育指導の重点を別紙のとおり定める。

令和4年3月24日提出

能代市教育委員会教育長 高橋 誠也

提案理由

令和4年度能代市学校教育指導の重点を新たに定めようとするものである。

議案第18号

能代市立中学校部活動指導員配置要綱の一部改正について

能代市立中学校部活動指導員配置要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和4年3月24日提出

能代市教育委員会教育長 高橋 誠也

能代市立中学校部活動指導員配置要綱の一部を改正する告示
能代市立中学校部活動指導員配置要綱（令和2年能代市教育委員会告示第16号）
の一部を次のように改正する。

第3条第4号中「競技」の次に「や活動」を加える。

附 則

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

提案理由

新たに文化部活動に指導員を配置することに伴い、指導員の要件を改正しようとするものである。

○能代市立中学校部活動指導員配置要綱（令和2年能代市教育委員会告示第16号）

新旧対照表

改正前	改正後
<p>(趣旨) 第1条 略 (身分) 第2条 略 (要件) 第3条 指導員は、満20歳以上の者であつて、公務員（公立学校に勤務する非常勤講師を除く。）でないもののうち、次の各号のいずれかに該当するものとする。</p> <p>(1) 教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第4条の規定による免許状を有する者</p> <p>(2) 公益財団法人日本スポーツ協会公認のスポーツ指導者資格を有する者</p> <p>(3) 中央競技団体が認定した指導者資格を有する者</p> <p>(4) <u>指導する競技</u>に係る専門的な技能・知識を有しており、かつ学校教育に関する十分な理解を有していると認められた者</p>	<p>(趣旨) 第1条 略 (身分) 第2条 略 (要件) 第3条 指導員は、満20歳以上の者であつて、公務員（公立学校に勤務する非常勤講師を除く。）でないもののうち、次の各号のいずれかに該当するものとする。</p> <p>(1) 教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第4条の規定による免許状を有する者</p> <p>(2) 公益財団法人日本スポーツ協会公認のスポーツ指導者資格を有する者</p> <p>(3) 中央競技団体が認定した指導者資格を有する者</p> <p>(4) <u>指導する競技や活動</u>に係る専門的な技能・知識を有しており、かつ学校教育に関する十分な理解を有していると認められた者</p>

報告第1号

令和4年度代市社会教育施設等運営方針について

令和4年度能代市社会教育施設等運営方針を別紙のとおり定めたので報告する。

令和4年3月24日提出

能代市教育委員会教育長 高橋誠也

令和4年度能代市公民館運営方針

1 基本方針

公民館は、社会教育の拠点施設として機能の充実を図り、各種の講座を企画・運営し、少子高齢化や価値観の多様化に対応した学びの機会の提供に努めるとともに、活力ある地域づくりのために、市民が主体となる学習活動を支援し、人々が気軽に集い、学べる場の提供に努める。

2 重点目標

- (1) さまざまな世代に対し、生活や地域における課題やニーズに応じた多様な学びの機会を提供する。
- (2) 自主学習グループ等をはじめとした市民の自主的な活動を支援し、学びの成果の発表及び交流の場の確保・提供に努めるとともに、地域活動への参画を促す。
- (3) 学校・家庭・地域が連携し、次世代を育む地域づくりのための学びの機会を提供する。
- (4) 指定管理者と連携し、市民へのサービス向上を図るとともに、施設の環境整備に努める。

令和4年度能代市文化会館運営方針

1 基本方針

文化会館は、市民の文化芸術の振興と福祉の増進を図るため、様々な分野の事業や文化行事を企画し、市民に優れた文化芸術の鑑賞機会を提供する。

また、各種催物に広く開放し、市民の自主的な文化芸術活動の奨励に努め、地域の活力を育む文化の拠点として運営する。

2 重点目標

- (1) 主催事業及び共催事業の実施により、優れた文化芸術の鑑賞機会の提供に積極的に取り組む。
- (2) 市民参加型事業、会場提供型事業等の実施により、地域の文化芸術の振興に努める。
- (3) 情報化に対応した広報活動により、市民の文化芸術への興味・関心を喚起するとともに、施設の利用促進を図る。
- (4) 指定管理者と連携し、市民へのサービス向上を図るとともに、施設の環境整備に努める。

能代市文化会館運営方針 新旧対照表	
3年度運営方針（旧）	4年度運営方針（新）
<p>1 基本方針</p> <p>文化会館は、市民の文化芸術の振興と福祉の増進を図るため、様々な分野の事業や文化行事を企画し、市民に優れた文化芸術の鑑賞機会を提供する。</p> <p>また、各種催物に広く開放し、市民の自主的な文化芸術活動の奨励に努め、地域の活力を育む文化の拠点として運営する。</p> <p>2 重点目標</p> <p>(1) 主催事業及び共催事業の実施により、優れた文化芸術の鑑賞機会の提供に積極的に取り組む。</p> <p>(2) 市民参加型事業等の実施により、地域の文化芸術の振興に努める。</p> <p>(3) 情報化に対応した広報活動により、市民の文化芸術への興味・関心を喚起するとともに、施設の利用促進を図る。</p> <p>(4) 指定管理者と連携し、市民へのサービス向上を図るとともに、施設の環境整備に努める。</p>	<p>1 基本方針</p> <p>※変更なし</p> <p>2 重点目標</p> <p>(1) ※変更なし</p> <p>(2) 市民参加型事業、<u>会場提供型事業</u>等の実施により、地域の文化芸術の振興に努める。</p> <p>(3) ※変更なし</p> <p>(4) ※変更なし</p>

令和4年度能代市勤労青少年ホーム運営方針

1 基本方針

勤労青少年ホームは、勤労青少年が自信と意欲を持ち、自立的な職業生活の実現を目指すとともに、その自主性や創造性を培う場として、スポーツ、文化等のサークル活動を支援し、あわせて多様な学びの機会を提供する。

2 重点目標

- (1) 勤労青少年の自主的な活動を促進するため、グループ・サークル活動等の支援に努めるとともに、地域づくり等への参画を支援する。
- (2) 勤労青少年の活動の場と学びの機会を提供し、利用の拡大と交流の促進に努める。
- (3) 生涯学習関連施設として、広く市民に学びの場を提供し、生涯学習の推進を図る。
- (4) 指定管理者と連携し、市民へのサービス向上を図るとともに、施設の環境整備に努める。

令和4年度能代市働く婦人の家運営方針

1 基本方針

働く婦人の家は、女性が社会へ積極的に参加できるよう活動の場を提供するとともに、その活動を支援する。

男女が共に持てる力を十分発揮できる男女共同参画社会を目指し、家庭・地域・仕事等生活を支援する講座をはじめ、女性の学習活動意欲を高める機会の提供に努める。

2 重点目標

- (1) 家庭・地域・仕事等の生活に役立つ講座の開設に努める。
- (2) 利用グループの育成と利用グループ連絡協議会への支援に努める。
- (3) 生涯学習関連施設として、広く市民に学びの場を提供し、生涯学習の推進を図る。
- (4) 指定管理者と連携し、市民へのサービス向上を図るとともに、施設の環境整備に努める。

令和4年度能代市立図書館運営方針

1 基本方針

市立図書館は、市民の学習要求に応えるため、必要な資料を広く収集・整理・提供する。また、生涯にわたる学びや生活に役立ち、利用しやすい情報の拠点となるよう努める。

さらに、読書活動を推進するため、家庭や地域、学校等との連携を図るとともに、各種事業を展開する。

2 重点目標

- (1) 特色ある蔵書づくり（健康、木、宇宙、郷土）を推進する。
- (2) 他の公共図書館や図書館ボランティア等とも連携を図り、多様な学びの機会を提供するとともに、サービスの充実に努める。
- (3) 子どもの読書活動を推進するため、家庭や地域、学校等との連携を図り、子どもが気軽に読書に親しむための各種活動や児童図書 of 充実に努める。
- (4) 能代図書館・二ツ井図書館の連携を深めるとともに、指定管理者と連携し、市民へのサービス向上を図りながら、施設の環境整備に努める。

令和4年度能代市子ども館運営方針

1 基本方針

子ども館は、子どもの科学知識の普及を図るため、プラネタリウムやロケット・衛星模型、地域の動植物等の展示物を活用するとともに、各種事業を実施することにより、宇宙や科学、地域の自然環境等に対する関心や理解を深め、遊びや体験活動を通して心豊かな子どもの育成に努める。

また、学校や各種団体、各機関との連携を深めながら、子どもたちはもとより、家族や地域の人たちが広く参加し、夢や希望をもって楽しく科学を学べる施設づくりに努める。

2 重点目標

- (1) 科学に関連した講座や体験活動を通して子どもたちの科学に対する興味・関心を高めるとともに、遊びや学びの中で、探究心や創造性を育むための環境づくりに努める。
- (2) 認定こども園・保育所、学校、諸団体、関係機関との連携を密にし、理科教育の拠点施設として、機能の充実を図り、活用促進に努める。
- (3) プラネタリウムや宇宙関連の展示物の活用を工夫するとともに、JAXA（宇宙航空研究開発機構）や能代ロケット実験場等との連携を図り、子どもと大人がともに学び合える事業や講座の充実に努める。
- (4) 愛称「サイエンスパーク」を活用して広報活動を積極的に推進し、利用の拡大に努める。
- (5) 利用者へのサービス向上を図るとともに、安全・安心な施設の環境整備に努める。

令和4年度能代市子ども館運営方針 新旧対照表

令和3年度運営方針（旧）	令和4年度運営方針（新）
<p>1 基本方針</p> <p>子ども館は、子どもの科学知識の普及を図るため、プラネタリウムやロケット・衛星模型、地域の動植物等の展示物を活用するとともに、各種事業を実施することにより、宇宙や科学、地域の自然環境等に対する関心や理解を深め、遊びや体験活動を通して心豊かな子どもの育成に努める。</p> <p>また、学校や各種団体、各機関との連携を深めながら、子どもたちはもとより、家族や地域の人たちが広く参加し、夢や希望をもって楽しく科学を学べる施設づくりに努める。</p> <p>2 重点目標</p> <p>(1) 科学に関連した講座や体験活動を通して子どもたちの科学に対する興味・関心を高めるとともに、遊びや学びの中で、<u>人との関わり</u>ができる環境づくりに努める。</p> <p>(2) 認定こども園・保育所、学校、諸団体、関係機関との連携を密にし、理科教育の拠点施設として、機能の充実を図り、活用促進に努める。</p> <p>(3) プラネタリウムや宇宙関連の展示物の活用を工夫するとともに、</p>	<p>1 基本方針</p> <p>※変更なし</p> <p>2 重点目標</p> <p>(1) 科学に関連した講座や体験活動を通して子どもたちの科学に対する興味・関心を高めるとともに、遊びや学びの中で、<u>探究心や創造性を育むための環境</u>づくりに努める。</p> <p>(2) ※変更なし</p> <p>(3) ※変更なし</p>

<p>JAXA（宇宙航空研究開発機構）や能代ロケット実験場等との連携を図り、子どもと大人がともに学び合える事業や講座の充実に努める。</p> <p>(4) 愛称「サイエンスパーク」を活用して広報活動を積極的に推進し、利用の拡大に努める。</p> <p>(5) 利用者へのサービス向上を図るとともに、安全・安心な施設の環境整備に努める。</p>	<p>(4) ※変更なし</p> <p>(5) ※変更なし</p>
---	-----------------------------------